

契約事務改善に関する緊急提言

平成16年10月

区政の透明性向上検討委員会

1. はじめに

区政の透明性向上検討委員会は、平成16年3月に発生した目黒区の契約事務に関する管理職員による収賄事件を受けて、区内部で行われた調査報告に対し、第三者の立場から検証を行ない、さらに必要な調査等を経て、区政の透明性向上に向けた改善策等を提言していくために同年8月に設置され、これまで精力的に検証及び検討の作業を行ってきた。

当委員会は最終提言取りまとめの目的を平成17年3月とし、区政の透明性向上に向けた施策について、区の現状を見据え、単に契約事務の改善に止まらず、様々な視点から、今後も総合的、体系的に十分に検討し、議論を重ねていく所存である。

しかし、今時、平成17年度に向けた予算編成や契約の準備等が進められている状況にあたり、われわれは、これまで当委員会で行われてきた検討や議論に基づき、何らかの改善がなされるべきであると考え、区政の信頼回復への助力という当委員会の目的に鑑み、当面、直ちに改善可能である方策について、現段階において緊急的に提言することで一致した。

2. 検討の経緯

当委員会は平成16年8月19日に第1回を開催し、区長からの諮問を受け、まず、区内部での契約事務に係る調査結果報告についての検証を行ってきた。この検証に際しては、委員の専門性に基づいて小委員会を設置し、契約実務の実態把握に努めるとともに、当委員会が検討すべき論点の整理を行った。

この小委員会の検証作業及び検討に基づき、全委員が共通の認識を持ち、その下で、この緊急提言をまとめるべく議論を進めてきた。

(各回の開催状況は別紙のとおり)

3. 緊急提言に掲げる改善策の考え方

当委員会における最終的な提言は、前述のとおり平成17年3月までにまとめていくが、これまでの検討の中で、具体的に議論を行い、改善の方向性を明らかにしたもので、なおかつ平成17年度に向けて緊急に対応する必要があるとの認識に至った事項、特に今回の事件の原因となった清掃業務委託及び施設管理業務委託の関連を中心に今回、緊急提言を行う。

4. 緊急を要する改善策

(1) 清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善

施設管理(清掃を含む)契約の取扱(コスト縮減提案型随意契約方式の導入等)

平成17年度年間契約の準備に向け

施設管理(清掃等を含む)業務委託については、初年度に指名競争入札(これに準じた見積り合わせを含む)を行い、翌年度以降、3~5年間は業務の安定性を確保する理由から、初年度と同様の内容で受注業者と随意契約を行ってきた。

しかし、入札参加業者による不適正なダンピングが行われたり、発注する区側の委託内容(仕様)の見直しによる経費の効率化が進まないなどの問題もはらんでいる。

このため、平成17年度の契約に当たっては、当面の措置として、かかる事業については1年限りの契約とすること、あるいは3年に限定した上で、例え随意契約を行うとしても受注者側の一定程度のコスト縮減提案などの努力を求める方式とすることが望ましい。

なお、荒川区における収賄事件で明らかになった業務の再委託（丸投げ）の問題に鑑み、業務の履行状況について、直ちにチェックを行う必要がある。

さらに効率的な施設管理となるよう、今後は取扱方針の考え方を当委員会として本提言で示していく。

総合庁舎清掃業務委託契約のやり直し 平成17年度年間契約の準備に向け

今回の事件の発端となった、区の総合庁舎清掃業務委託契約については、事実経過等の調査から公正性と透明性に欠ける等、様々な問題点が浮上している。

このまま何ら策を講じないまま、かかる契約を継続することは、今後の区政運営に対する区民の信頼を損ない、大きな禍根を残すことにもなりかねない。

このため、上記に掲げる緊急に講ずべき改善策を整理した上で、総合庁舎清掃業務委託の平成17年度の契約について、改めてやり直すべきである。

分離・分割発注の見直し 平成17年度年間契約の準備に向け

区は、これまで区内業者を保護・育成をするためとして、工事や委託業務などについて、業務内容ごとに分離した発注や、同一内容のものを分割した発注等を行い、受注機会の拡大を行ってきている。

こうした地域の産業振興に向けた施策は、多くの自治体で行われていることであり、一方では必要なものと受け止められる。しかし、他方では区民の税金を有効かつ効率的に活用するという観点からは、スケールメリットのある発注とすることが求められる。

このため、地域産業振興の観点とのバランスをとりつつ、管理や経費の効率性等を考慮した上で、とりあえず、問題となった総合庁舎における委託業務については、総合管理を前提とした見直しを行うべきである。また、その他の施設における清掃業務や施設管理業務についても、分離・分割発注の単位について、改めて見直しを図った上で、平成17年度に向けた適正な契約事務を進めていく必要がある。

（２）契約全般にわたる改善

指名競争入札における選定理由の公表 すみやかに実施

指名競争入札の実施に際し、候補者リストの作成から、指名業者の選定まで区としての基準が明確でなく、契約ラインの裁量に委ねられており、こうした裁量の中で今回の事件が生じている。

数ある登録業者の中から、なぜ一定数に絞って業者選定をしたのかという納得性の一面と、恣意的な選定を防ぎ、公正な選定としていくことが必要である。

そこで、契約ライン等の裁量を極力少なくする入札制度へと改善していくことはもちろんであるが、直ちに取り組めることとして、それぞれの契約案件における選定理由を明らかにし、公表していくことが必要である。

停止条件付指名競争入札への変更 平成17年度年間契約の準備に向け

これまで、翌年度の年間契約については、当初予算の配当がない段階で準備を進める必要があり、予算執行に当たる入札行為ができないと解し、指名競争入札に準じた見積り

合せを行い、新年度の日付で随意契約（緊急的理由）を行ってきた。

しかし、この場合、契約経過が不明朗になるなどの問題があるため、その改善策として、いわゆる準備契約という考え方で、相手方に対しても停止条件がある旨を示した上で、入札としていく必要がある。

これにより時系列による手続きを明確化するとともに、公表制度の俎上に上げて透明性を確保することが期待される。

事案決定の徹底及びチェック機能の強化 すみやかに実施

契約事務について、ライン決定におけるチェックを強化するためには、チェックする側が審査能力を備え、それを怠らないことはもちろんであるが、チェックを受ける側でも、事前に文書を回付し、理由等の説明を行うなど原則を踏まえた処理を徹底しなければならない。

このため、契約締結請求以前に、まず事業所管の事務処理として、契約の内容に関わる事案決定（仕様・見積りなど）を行い、契約締結請求の際、これを添付し、経過を明確にする。

こうしたことは、契約事務に関することのみにとどまらず、意思決定手続きを適正に行う全庁的な取り組みが欠かせないものである。そこで契約事務に限らず、文書管理全般にわたる流れやチェックの状況を改めて徹底的に点検すべきである。

入札監視等委員会（仮称）の設置 平成17年度中に設置できるよう予算化

今回、当委員会として契約事務の実態把握に努め、様々な問題と課題があることを区に示し、今後さらに具体的な改善を求めていくが、第三者によるこうした指摘等は、改善のきっかけや、組織が緊張感を保ち続ける意味でも必要なことである。

このため、第三者による入札監視等委員会（仮称）を設置し、公正・中立の立場で、入札・契約事務が適正に行われたかなど、事後の監視をするとともに、必要な制度の改善に関して、必要に応じて提言等が行われることが望ましい。また、この組織は、専門性を持った委員により、効率的・機動的に運営される必要がある。

なお、この入札監視等委員会（仮称）の具体的な機能等については、当委員会として今後さらに検討を行っていくが、緊急的な区への対応として17年度当初予算に反映するように図られたい。

5. おわりに

この緊急提言は、区が当面、講ずべき改善策について、当委員会としてまとめたもので、区長がリーダーシップを発揮し、区内部で設置された「区政の透明性向上実施本部」を中心に全庁体制で早急に具体化を図ることを求めたい。

また、今後、当委員会では、この緊急提言に加え、諮問事項である契約制度の改善、内部通報者保護制度、あるいは外部からの関与への対応など、汚職の再発を防止すると同時に事務処理等における不適切な処理を是正するなどをはじめとする区政の透明性向上に関することについて、さらに検討を進めていく。

そして、提言の取りまとめにあたっては、中間案等を積極的に区民に公表し、広く意見

をいただき、それらを参考にしながら作業を進めていく考えである。

なお、職員が不正を行わないその基本としては、組織の風通しの良さと、職員のやりがいをもつ環境がなくてはならないことはいうまでもない。区長をはじめ、組織全体としてのかかる努力は、目黒区として、随時進めるべきであることを付記しておく。

平成16年10月26日

区政の透明性向上検討委員会

区政の透明性向上検討委員会等の開催状況について

(1)本委員会

回数	開催日時	会議内容
		議 題
1	平成 16 年 8 月 19 日 (木)	(1)会議の運営等について (2)区内部の調査結果に関する検証について (3)その他(次回以降の開催日程等)
2	平成 16 年 8 月 23 日 (月)	(1)区内部の調査結果に関する検証について (2)その他(次回の開催日程等)
3	平成 16 年 9 月 17 日 (金)	(1)「契約実態に関する調査結果」について (2)小委員会の報告 (3)その他(次回の開催日程等)
4	平成 16 年 10 月 4 日 (月)	(1)電子調達サービスについて (2)契約事務改善に向けた具体策等の整理について (3)その他(次回の開催日程等)
5	平成 16 年 10 月 25 日 (月)	(1)「契約事務改善に関する緊急提言」について (2)汚職の再発防止策等の検討について (3)その他(次回の開催日程等)

* 本委員会の開催場所は、いずれも総合庁舎 6 階教育委員会室。

(2)小委員会

1	平成 16 年 9 月 1 日(水)	(1)区の契約事務の実態把握と検証について
---	--------------------	-----------------------